



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年6月26日金曜日 第2684号

◇ 目 次 ◇

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....（税務課）... 661

知事指定薬物の指定.....（薬務衛生課）... 661

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（障害福祉課）... 661

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....（経営支援課）... 662

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....（農業経済課）... 662

保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示（2件）.....（森林整備課）... 664

保安林の指定施業要件の変更に係る掲示.....（"）... 664

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....（漁政課）... 665

漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....（水産課）... 667

漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....（"）... 667

土地改良区役員就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 667

指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 667

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 667

公 告

争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 668

通信指令システムの借入れ.....（警察本部会計課）... 668

雑 報

愛媛県市町村職員共済組合公告.....（市町振興課）... 669

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第838号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成27年6月8日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成27年6月26日

愛媛県知事 中村時広

指定 番号	売りさばき人 氏 名	変 更 事 項	
		新	旧
19	一般社団法人 愛媛県猟友会 島部支部 河野 哲也	1 売りさばき人住所 今治市宮窪町友浦 282	1 売りさばき人住所 今治市宮窪町宮窪 6074
		2 代表者氏名 河野 哲也	2 代表者氏名 矢野 彰司
		3 売りさばき所 今治市宮窪町友浦 282	3 売りさばき所 今治市宮窪町宮窪 6074

○愛媛県告示第839号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成27年6月26日

愛媛県知事 中村時広

- 薬物の名称
 - 2 - [(4 - クロロ - 2 , 5 - ジメトキシフェネチルアミノ)
メチル] フェノール及びその塩類
 - 前号に掲げる物を含有する物。
- 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。
- 効力発生日

平成27年6月27日

○愛媛県告示第840号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年6月26日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
庄野薬局 神拝店	西条市神拝甲214番地 1	株式会社オネスト	薬局（育成医療・更生医療）	平成27年 6月 1日
あおば薬局	今治市立花町 3丁目 7番30号	有限会社ヒアサ薬局	薬局（育成医療・更生医療）	平成27年 6月 1日
フクダ薬局 西条店	西条市樋之口436番地14	有限会社 フクダ薬局	薬局（育成医療・更生医療）	平成27年 6月 1日

○愛媛県告示第841号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年 6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
独立行政法人地域医療機能推進機構	東京都港区高輪 3丁目22番12号	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院附属訪問看護ステーション	宇和島市賀古町 1丁目 2番20号	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	平成27年 6月 1日

○愛媛県告示第842号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成27年 6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
A E L M A T S U Y A M A
松山市大街道二丁目 5 番12
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
森ビル株式会社
東京都港区六本木 6 丁目10番 1号
代表取締役 辻 慎吾
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社アクセ
広島県尾道市久保 1 - 8 - 1
代表取締役 高垣 圭一朗
株式会社明屋書店
愛媛県松山市湊町 4 - 1 - 19
代表取締役 小島 俊一
株式会社エイトワン

愛媛県松山市湯渡町10 - 25

代表取締役 大藪 崇

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年 8月26日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,120平方メートル
 - (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
37台
イ 駐輪場の収容台数
156台
ウ 荷さばき施設の面積
28.2平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
7.02立方メートル
 - (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午前 0 時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時50分から午前 0 時10分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2 箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
平成27年 6月18日

○愛媛県告示第843号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成27年 5月27日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成27年 6月26日

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率			農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘5毛
2～5 省略				2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分2厘5毛	年4厘	6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分2厘5毛	年4厘5毛
7 省略				7 省略			

○愛媛県告示第844号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成26年12月農林水産省告示第2149号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大洲市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年 6月26日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Row 1: 大洲市肱川町宇和川3706, 香川県高松市屋島西町889番地1 寺尾宣孝, 森林所有者

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第845号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成26年12月農林水産省告示第2149号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大洲市役所及び内子町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年 6月26日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows include: 喜多郡内子町上川1977、2659, 喜多郡内子町立石2808, 喜多郡内子町立石3793, 喜多郡内子町立石4283、4321、4335, 大洲市肱川町予子林254の1、254の2, 大洲市肱川町予子林256の1、256の2, 大洲市肱川町予子林295の1から295の3まで, 大洲市肱川町予子林295の1、295の3

Table with 3 columns: 所在場所, 相手方, 備考. Rows include: 大洲市肱川町予子林295の2, 大洲市河辺町川上1501、1527, 大洲市河辺町川崎1039, 喜多郡内子町上川1019、1020、1024, 喜多郡内子町上川1021、1022, 喜多郡内子町上川1643, 喜多郡内子町上川1965, 喜多郡内子町上川2003, 喜多郡内子町上川2023、2024, 喜多郡内子町上川2051, 喜多郡内子町上川2055, 喜多郡内子町上川2056から2058まで、2263から2268まで、2272、2323、2324、2326、2327, 喜多郡内子町上川2255、2258、2259, 喜多郡内子町吉野川176の6, 喜多郡内子町吉野川177の2、185の2, 喜多郡内子町吉野川178の2, 喜多郡内子町吉野川187の2, 喜多郡内子町南山乙588

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第846号

保安林の指定施業要件の変更（平成27年2月愛媛県告示第186号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年 6月26日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Lists various land parcels and their owners/holders.

Table with 3 columns: 宇和島市津島町山財, 神奈川県茅ヶ崎市松が丘二丁目13番27号, 岡 幹 雄. Lists land parcels and their owners/holders.

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第847号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成27年 5月27日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成27年 6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table comparing '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment) regarding interest subsidy rates for fisheries modernization funds. Includes detailed tables for '漁業近代化資金の種類' and '利子補給率'.

	条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合			条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合		
1・2	省略											
3	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	同上	同上	年4厘	年4厘		同上	同上	同上	年4厘 5毛	年4厘 5毛	
4～6	省略											
7	漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集		同上	年4厘	年4厘				同上	年4厘 5毛	年4厘 5毛	

会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金					
8 省略					

会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金					
8 省略					

○愛媛県告示第848号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年 6月26日

愛媛県知事 中村 時 広

（東予地方局産業経済部管内）

ひうち加入区

○愛媛県告示第849号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成23年6月愛媛県告示第833号）による保険に付すべき義務は、平成27年6月25日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年 6月26日

愛媛県知事 中村 時 広

（東予地方局産業経済部管内）

ひうち加入区

○愛媛県告示第852号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 6月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建（開）第12号 平成27年 6月16日	東温市南野田字若宮212番 5	東温市野田2丁目1番地9 生 田 修 一 生 田 佳 奈

○愛媛県告示第850号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成27年 6月26日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 繁 敏	西条市楠甲453番地 2

○愛媛県告示第851号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成27年 6月26日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成27年 6月17日
- 指定道路の位置
四国中央市下柏町字花田30番 1の一部及び31番の一部
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 68.53メートル
 - 幅員 6.00メートル

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成27年6月15日あったので公表する。

平成27年 6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成27年度夏季一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成27年 6月29日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
公益財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13
公益財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年 6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
通信指令システムの借入れ
 - (2) 借入物品名及び数量
通信指令システム1式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
 - (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 借入期間
平成28年3月1日から平成34年2月28日まで
 - (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
 - (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110
 - (2) 入札書の受領期限
平成27年8月7日（金）午後1時30分
 - (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
平成27年8月7日（金）午後1時30分
愛媛県警察本部 2階 第一会議室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
ア 受領期限
公告の日から平成27年7月31日（金）午後5時15分まで。
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be leased:
Communications command systems , 1 set
 - (2) Time limit of tender: 1:30 p.m . , 7 August , 2015
 - (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan

TEL 089 934 0110

雑 報

○愛媛県市町村職員共済組合公告

愛媛県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成26年度決算の要旨を公告する。

平成27年 6月26日

愛媛県市町村職員共済組合

理事長 高須賀 功

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
収 入	負担金	5,114,754 392,425	13,394,212		158,409	233,378				
	掛金	4,545,379 405,773	7,483,101			178,768				
	施設収入・商品売上						95,285			
	受取手数料									14,640
	利息及び配当金	94 11		123,712	96	119	62	766,450	868	1
	組合員貸付金利息								142,308	
	その他収入	1,041,488			52,591	175	41,321	8,188	504	527
	補助金					6,035				
	他経理から繰入金				29,257		26,000			
	前年度繰越支払準備金	685,917								
	計	11,387,632 798,209	20,877,313	123,712	240,353	412,440 6,035	162,668	774,638	143,680	15,168
	支 出	給付	4,276,955							
役職員給与					113,384	14,720	43,869	23,629	7,100	1,722
厚生費					153	308,312 6,015	36	26	8	
特定健康診査等費						16,133				
旅費・事務費					9,947	3,715	1,205	3,434	1,808	495
商品仕入							310			
飲食材料費										
委託費					4,114	243	5,967	192	73	71
支払利息		3		123,712				511,599	120,724	4,936
連合会払込金・拠出金		555,701							7,676	
前期高齢者納付金		3,554,015								
後期高齢者支援金		1,721,635								
老人保健拠出金		54								
退職者給付拠出金		336,825								
介護納付金		771,658								
負担金払込金・掛金払込金			20,877,313							
他経理へ繰入金		29,257					26,000			
その他支出	304,033 486			110,517	43,472 20	94,070	23,556	5,922	4,751	
次年度繰越支払準備金	667,554									
計	11,446,032 772,144	20,877,313	123,712	238,115	412,595 6,035	145,457	562,436	143,311	11,975	
差引当期利益金又は当期損失金()	58,400 26,065	0	0	2,238	155 0	17,211	212,202	369	3,193	

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	892,139	1,202,382	280,047	359,669	474,225	301,647	19,216,849	160,261	432,328
	固定資産			4,799,802	864	1	796,324	37,621,358	5,001,051	
	繰延資産									
資 産 合 計		892,139	1,202,382	5,079,849	360,533	474,226	1,097,971	56,838,207	5,161,312	432,328
負 債	流動負債	18,588	1,202,382		6,330	11,548 2,284	8,045	52,025,309	1,038	2,554
	固定負債	667,554		5,079,849	187,161	42,711	46,595	39,585	4,765,431	368,115
	負債合計	686,142	1,202,382	5,079,849	193,491	56,543	54,640	52,064,894	4,766,469	370,669
純 資	資本剰余金						945,432			
	利益剰余金又は欠損金()	199,888 6,109			167,042	417,683 0	97,899	4,773,313	394,843	61,659

産	純資産合計	205,997	0	0	167,042	417,683	1,043,331	4,773,313	394,843	61,659
	負債・純資産合計	892,139	1,202,382	5,079,849	360,533	474,226	1,097,971	56,838,207	5,161,312	432,328

(注) 短期経理の upper 段は短期、下段は介護に係るもの、保健経理の upper 段は保健、下段はメンタルヘルス対策事業に係るもの